

審 議 結 果

会 議 名	第4回川口市男女共同参画推進委員会
開 催 日 時	令和元年11月1日（金）14時00分～15時15分
開 催 場 所	かわぐち市民パートナーステーション 会議室1
出 席 者 (会長に◎、副会長に○)	◎杉浦委員長、小岩委員、岡田委員、岩城委員、西浦委員、高野委員、佐々木委員、尾内委員 協働推進課事務局：臼倉市民生活部長、川野課長、永瀬課長補佐、土田主事
議 題	1 議 事 川口市DV対策基本計画（案）について ア 第2章3計画の推進 イ 修正箇所について 2 報告事項 (1) パブリック・コメント手続きの実施について (2) 平成30年度版川口市男女共同参画年次報告書について (3) レインボーさいたまの会からの要望書について
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会 議 資 料	会議次第 資料No.1 川口市DV対策基本計画（案） 資料No.2 DV対策庁内連絡会議について

	<p>資料No.3 パブリック・コメント手続きの実施について</p> <p>資料No.4 レインボーさいたまの会からの要望書について</p> <p>別添資料1 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について</p> <p>男女共同参画セミナーのチラシ 「伝える・伝わるコミュニケーション術～家庭や職場で上手に頼むコツ～」、「家族で実践！アウトドア流防災講座」</p> <p>女性に対する暴力をなくす運動啓発用ポケットティッシュ</p>
審 議 経 過	別紙のとおり
そ の 他	—

審議経過（要点筆記）

1 開会、委員長挨拶（14時00分）

2 （ア）川口市DV対策基本計画（案）について

《川口市DV対策基本計画（案）は以下4つの基本目標が掲げられている》

- I 「DV防止のための意識啓発」
- II 「被害者の発見と相談体制の強化」
- III 「被害者の安全確保と自立」
- IV 「関係機関と連携協力」

この度の委員会では、前回の会議で言及できなかったIV「関係機関と連携協力」に該当する、資料1のP27第2章の3「計画の推進」について説明する。

基本目標「関係機関と連携協力」の施策について

施策①DV対策庁内連絡会議の充実

施策②警察や埼玉県、他市町村との連絡の強化

→平成26年に設置されたDV対策庁内連絡会議とは、川口市男女共同参画推進条例第7条に基づき、関係部課相互の連絡調整を行い、適切かつ迅速な対策を推進するために設置された。関係15課を中心として、DV被害者の発見や保護、また状況に応じて各課と情報共有をし、必要な支援を提供していく。

（質疑応答）

●委員からの質問

支援の具体的な施策についてはどのようなか。

●事務局からの回答

支援の具体的な内容については、川口市DV対策基本計画第2章の基本目標1に記載がなされているので、そちらをご覧ください。

（イ）修正箇所について

I 資料1のP7「4対象とする暴力」の文章に、以下の文章を追加した。

『「配偶者暴力防止法」では、被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれております。なお、本文中の被害者は女性、男性に関わらず対象となります。』

DVの被害者は圧倒的に女性が多いため、どうしても計画中の表現が女性に偏ってしまう。しかし、上記の文章を加えることで、本文中の被害者は、女性男性に関わらず対象となることを明記している。

（質疑応答）

●委員からの質問

資料1のP7「4対象とする暴力」では指摘が遅い気がする。

●事務局からの回答

委員さんの中で、どの部分に加えたら分かりやすいかご意見があったら、参考にさせていただきます。

●委員からの質問

資料1のP4に加えるのはどうか。資料1のP4、注釈に入れてもよいと思う。

●事務局からの回答

そのように修正していけたらよいと考えている。

●部長からの質問

「女性被害者に配慮した内容の前文」の「前文」という表現が分かりづらいので、分かりやすくできないか。事務局に修正を依頼する。

●事務局からの回答

内閣府の法律の説明文からそのまま引用したものであった。この計画は法律ではないので、分かりやすく修正する。

●委員からの質問

以上の内容に関して、修正を事務局に一任してよいか。

●委員の回答

良い。

Ⅱ第二章の計画修正箇所について

P19ページ「施策③教育の場における啓発の推進」 関係課の学務課を削除
→啓発については協働推進課が主導で行うこととなっている。

P21ページ「施策①早期発見のための通報」 関係課に市民相談室を追記
→市民相談室は、弁護士相談や家族の相談など多岐にわたる相談窓口であるため追加した。

P21ページ「施策③相談体制の強化及び充実」 協働推進課及び関係課と表記を変更
→被害者それぞれの状況で関わっている関係課を記載していたが、加害者がこの計画を目にした場合、関係課に問い合わせや来所によるトラブルになる恐れがあるために削除したもの
P24「施策①相談時における安全確保のために、施策②被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応」、P25「施策⑥加害者からの追及に対する対応の関係課」についても同様の理由で関係課を削除している。

P23ページ基本目標3「被害者の安全確保と自立」

児童相談所の明記がなされていなかったが、「児童虐待が疑われる場合は、児童相談所と連携した安全確保に努めなければなりません。」と追記
→別紙資料1内閣府からの通知「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」

この法律が、令和2年4月1日から施行される。DV対策と児童虐待対応の連携強化についての内容である。追記部分は、DV対策と児童虐待対応の連携強化を明確化したものである。

P26ページ基本目標4「関係機関と連携協力」中の、「施策②警察や埼玉県、他市町村との連絡の強化」部分についても同様の理由で、児童相談所との連携の強化について追記している。

(質疑応答)

●委員からの質問

警察とはどのような場面で、どのように関係していくのか。

●事務局からの回答

警察との連携は情報共有が主である。DVで命の危険がある場合のケース等については、警察に繋げている。また、警察から配暴に情報共有で繋がるケースもある。

●委員からの質問

P21、24、25において、「協働推進課及び関係課と表記を変更」としたことに関して。もう一度個別の関係課削除理由を教えてください。

●事務局からの回答

川口市DV対策基本計画は、被害者のみならず加害者も目にする。個別の関係課を明記することで、加害者が直接的に関係課に問い合わせ、現場に訪問する等のトラブルに発展する危険性があるため。

●委員からの質問

関係課とすることで、市民には分かりづらくなる。加害者を意識するならば、「DVは犯罪である」等と明記して、加害者がこの計画を見ることを想定して必要なことを加えていくべきだと思う。

●事務局からの回答

関係課という表記に関しては、職員の身の安全だけでなく、相談者の身の安全を守ることを考えての意図である。犯罪を抑止するための啓発は市としても努めなければならないと思っている。権限を持って抑止するのは、警察の役割であると考えている。

●委員からの質問

周知する関係課は、むしろ様々な課が関係していることが、表記がされていてよいと思う。相談体制の部分は、関係課という表記でよいと思う。これでよろしいか。

●委員の回答

良い。

3 報告事項

(1) パブリック・コメントの手続きについて

P 3 1 資料No.3

「川口市DV対策基本計画」の策定にあたり、川口市DV対策基本計画（案）の内容について、広く市民からの意見等を募集する。募集期間は11月28日（木）～12月27日（金）までとし、HPや広報等で周知する。頂いたご意見は回答書と一緒に市のHP等で公表する。その結果の修正箇所や、ご意見は次回第5回委員会にて報告予定。

(質疑応答)

●委員からの質問

パブリック・コメントとは少し、話が逸れてしまうが、DV被害者の住所が漏れる等ニュースを耳にするが、この点は大丈夫か。

●事務局からの回答

最も気を遣う部分である。DVに限らず、関係各課で漏洩することはない。確認をしながら、怠りなく運営を続けていく。

(2) 平成30年度版川口市男女共同参画年次報告書

「平成30年度版川口市男女共同参画年次報告書」は「川口市男女協相談核推進条例」に基づき毎年報告書として、男女共同参画に関する、あらゆる施策及び事業の実施状況についてまとめたもの。

(質疑応答)

●意見なし。

(3) レインボーさいたまの会からの要望書

「レインボーさいたまの会」は、性的マイノリティを支援している団体である。川口市として受け取った要望内容となっている。この要望を受け、要望書の検討を行い可能なものは随時取り組みを行うようにした。

「第2次男女共同参画計画《改定》」のP36「基本目標Ⅱ男女協相談核社会実現のための環境づくり」には、

「日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちに対し、ノーマライゼーションの理念に立って社会参画できるよう配慮することが必要」と明記している。

これに基づき、男女共同参画係では、広く市民の方に知っていただくため、市民向けの広報誌でLGBTを取り上げる、セミナーや職員研修で意識啓発に努めている。

(質疑応答)

●委員からの質問

川口市でLGBTに関する、具体的な取り組みをどのように行っているのか。

●事務局からの回答

現在は、性的マイノリティの方々に対しての理解を深める時期だと認識している。具体的な取り組みは現在セミナー等の意識啓発に留まっている。

●委員からの質問

要望内容10項目は、中には他の自治体では達成されているものもあるが、川口市では達成されていない。当事者の団体が声を上げたことに対しては、市長や市は真摯に受け止めたということか。

●事務局からの回答

具体的に当事者団体が求めているのは法制化である。その前段として、パートナーシップ制度の導入というところがある。しかし、川口市ではパートナーシップ制度の導入というところまで意識の醸成はできていない。受け入れる環境を整えていきたい。

●委員からの質問

要望書⑥～⑧については文部科学省から性同一性障害について、詳しい指針を出している。パートナーシップ制度とは違う次元で、やれることはあるかと思うがいかがか。

●事務局からの回答

要望については、担当課の判断によるものもあるが、可能なものについては積極的に導入するよう働きかけていきたい。

●委員からの質問

要望書の取り組みは、協働推進課が中心となっていくのか。

●事務局からの回答

LGBT関連の窓口に関しては協働推進課である。対応していくのは、それぞれの担当課となる。

●委員からの質問

以上でよろしいか。

●委員からの回答

良い。

(その他委員からのご意見)

●委員からのご意見

DV加害者更生プログラムについて、日本の取り組みは遅れている。加害者更生の取り組みについては民間で広がっている。

●事務局からの回答

市としてはまだ、具体的な取り組みはしていないが、県のほうで取り組みを行っている。現状そのような要望があった場合は、県に案内をする形をとっている。

●委員からのご意見

児童相談所の職員が、親に対して「虐待防止対策課」という名刺を出した。それはいかなものかと思った。心の寄り添いが必要であると感じた。

●委員からのご意見

仕事ができる状態の被害者は、自立支援に向けて福祉課の職員やハーローワークのサポートが手厚いと感じているが、DV被害により仕事をするのができない被害者の心をサポートする場を提供していただきたい。生活費の支援だけでは足りないと感じる。例えば、医療機関とは繋がっているのか。民間との協働についても、計画として視野に入れられるか。

●事務局からの回答

現状対応はできていない。それらのことは、今後の課題としてとらえていこうと考えている。

5 閉会 (15時20分)

備考

次回の会議開催予定は、令和2年2月14日(金)を予定している。

会議の内容は、以上のとおりです。

令和元年 11 月 28 日

川口市男女共同参画推進委員会委員長

杉浦委員長署名

川口市男女共同参画推進委員会委員

西浦委員署名